

人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況（令和5年4月2日～令和6年4月1日まで）

採 用	退 職		
	一般行政	福祉	医療
6 人	4 人	1 人	1 人

(注) 1 消防職員・会計年度任用職員・退職後引き続き再任用職員（フルタイム）になった職員は含まない。
 2 福祉職：保育士・山びこ学園生活支援員・あけぼの園介護員
 医療職：保健師・看護師・栄養士・作業療法士

(2) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	備 考
		令和5年	令和6年			
一 般 会 計 部 門	議 会	2	2	0		
	総務企画課	11	15	4	異動に伴う増	※R5.7課再編 総務課⇒総務企画課に課名変更 企画部門⇒総務企画課へ
	政策推進課	13	-	△ 13		※R5.7課再編 企画部門⇒総務企画課へ 商工部門⇒産業振興課へ
	建設水道課	4	4	0		
	税務住民課	9	9	0		
	保健福祉課	22	24	2	異動に伴う増	ハビネス・認定こども園勤務職員含む
	産業振興課	12	14	2	異動に伴う増	※R5.7課再編 農林課⇒産業振興課に課名変更 商工部門⇒産業振興課へ
	農業委員会	1	1	0		
	出 納	1	2	1		
	あけぼの園	1	1	0		
	山びこ学園	23	23	0		
	計	99	95	△ 4		
	教育部門 (教育委員会)	10	11	1	採用に伴う増	
	小 計	109	106	△ 3		
企 業 ・ 特 別 会 計 部 門	病 院	30	28	△ 2	退職による減	
	水 道	3	3	0		建設水道課に勤務する職員
	下 水 道	1	1	0		〃
	国 保	1	1	0		保健福祉課に勤務する職員
	介護保険	4	4	0		〃
	介護サービス	23	18	△ 5	退職等による減	あけぼの園に勤務する職員
	小 計	62	55	△ 7		
合 計		171	161	△ 10		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数で、特別職・消防職員・短時間再任用職員・会計年度任用職員は含まない。

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	1 定型的な業務を行う職務（初級職員） 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務（中級職員）	11人	15.9%
2 級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務（上級職員）	12人	17.4%
3 級	1 係長の職務 2 主査の職務 3 主任の職務	6人	8.7%
4 級	1 課長補佐の職務 2 主幹の職務 3 困難な業務を行う係長の職務 4 参与の職務 5 上席主査の職務 6 困難な業務を行う主査の職務 7 特に困難な業務を行う主任の職務	13人	18.8%
5 級	1 課長の職務 2 困難な業務を行う課長補佐の職務 3 困難な業務を行う主幹の職務	15人	21.7%
6 級	1 困難な業務を行う課長の職務	12人	17.4%

- (注) 1 下川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
3 公営企業等の一般行政職を含む。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（令和5年度決算）

（単位：千円、％）

区 分		歳入（収入）額 A	歳出（支出）額 B	人 件 費 C	人 件 費 率 C/B	（参考） 4年度の人件費率
一般会計		5,672,801	5,523,465	980,148	17.7	17.7
公営企業会計	病院会計	524,555	552,953	351,280	63.5	64.6
	その他会計	3,131,320	3,079,202	229,829	7.5	12.4

（注）1 人件費には、給料・手当・共済組合負担金等を含む（議会議員・審議会等委員・特別職・会計年度任用職員を含む）
2 その他会計とは、簡易水道会計、下水道会計、介護保険会計、国保会計をいう。

② 職員給与費の状況（令和5年度決算）

（単位：人、千円）

区 分		職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
			給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
一般会計		105.8	378,650	75,532	142,266	596,448	5,638
公営企業会計	病院会計	28.0	133,819	55,428	47,870	237,117	8,468
	その他会計	31.8	112,461	26,870	40,890	180,221	5,667

（注）1 職員数は令和5年度決算書（支給実人数）の人数（特別職・会計年度任用職員を除く）
2 職員手当には退職手当・児童手当は含まない。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	下川町	42.8 歳	309,900 円	357,200 円
	国	42.4 歳	322,487 円	404,015 円

（注）1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における一般行政職の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである
3 国の最新データが令和5年4月1日現在のため、比較基準日を令和5年4月1日現在としている。

② 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		初任給
一般行政職	大 学 卒	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	166,600 円
	中 学 卒	155,300 円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大 学 卒	265,600 円	298,000 円	358,900 円
	高 校 卒	- 円	- 円	314,200 円

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

下川町	国
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・平成16年12月手当より役職加算 (5~15%) (役職加算廃止は、下川町独自の削減です)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合

② 退職手当 (令和6年4月1日現在)

下川町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)

③ その他の諸手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 と異なる 内容	支給実績 〔令和5年度 一般会計決算〕	支給実績 〔令和5年度 病院会計決算〕	支給実績 〔令和5年度 その他会計決算〕
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者・父母等 6,500円 ・子 10,000円 ※満16歳から満22歳までの子 1人5,000円加算	同	13,354 千円	3,174 千円	3,373 千円
特別調整額	管理又は監督の地位にある職員 に支給 (月額) ・院長 285,000円 ・副院長 160,000円 ・課長職 30,000円 ・課長補佐・主幹職 20,000円	異 支給額	6,540 千円	7,020 千円	1,560 千円
管理職 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要、公 務の運営の必要により週休日等に勤 務した場合に支給 ・課長職 6,000円/回 ・課長補佐・主幹職 4,000円/回 ※6時間超の場合は150/100を乗じて 得た額 上記の場合のほか、週休日等以外の 午前0時から午前5時までに勤務した 場合に支給 ・課長職 3,000円/回 ・主幹職 2,000円/回	異 支給額区 分	100 千円	86 千円	20 千円
住居手当	借家の場合 (家賃が12,000円以上) ・27,000円を上限に支給 持家の場合 ・7,000円	異 借家の支 給要件・ 額 持家に対 する支給 なし	14,204 千円	3,086 千円	3,257 千円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 と異なる 内容	支給実績 〔令和5年度〕 〔一般会計決算〕	支給実績 〔令和5年度〕 〔病院会計決算〕	支給実績 令和5年度 〔その他会計決算〕
時間外・ 休日勤務手当	正規の勤務時間を越えて勤務した 場合及び休日に勤務した職員に 支給 勤務1時間当たりの給与額× 125/100(～160/100)×時間数	同	24,895 千円	4,535 千円	6,271 千円
夜間勤務手当	深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×時間数	同	2,426 千円	2,145 千円	1,407 千円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で ある職員に支給 ・交通機関等利用者 運賃相当額(55,000円限度) ・自動車等使用者 通勤距離に応じ2,000円～ 31,600円	同	1,877 千円	520 千円	419 千円
寒冷地手当	世帯区分に応じて支給 扶養親族のいる世帯 131,900 円 扶養親族のいない世帯 72,900円 その他の職員 51,700	同	10,110 千円	2,773 千円	2,805 千円
特殊勤務手当	著しく困難な勤務、その他著し く特殊な勤務に従事する職員に 支給	—	—	—	—
医療業務 に従事した 職員の特殊 勤務手当	手術手当 点数表定額 医師20/100 看護師等10/100 往診手当 点数表定額 医師70/100 看護師等15/100 医学研究調査手当 予算の範囲内において 定める額 放射線作業手当 一月5,000円 検査物取扱手当 一月5,000円 夜間看護等手当 深夜全部7,300円 深夜4時間以上3,550円	無 (手術手 当・往診 手当・医 学研究調 査手当・ 放射線作 業手当・ 検査物取 扱手当)	— 千円	16,558 千円	— 千円
特別養護 老人ホーム 等に従事した 職員の特殊 勤務手当	生活指導員 月額6,000円 介護員 月額15,000円 ※有資格者 月額25,000円 看護師・准看護師 月額6,000 円 調理員 月額3,000円 介助員 月額6,000円 夜間介護手当 勤務一回4,400円	無	72 千円	— 千円	5,127 千円
障害者支 援施設に 従事した 職員の特殊 勤務手当	生活支援員 月額10,000円 看護師・准看護師 月額6,000 円 調理員 月額3,000円 介助員 月額6,000円	無	1,954 千円	— 千円	— 千円

(4) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当支給割合
町 長	730,000円	4.50月分
副 町 長	584,000円	4.50月分
教 育 長	547,000円	
議 長	260,000円	4.50月分
副 議 長	208,000円	
常 任 委 員 長	186,000円	
議会運営委員長	186,000円	
議 員	175,000円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間【標準的なもの】（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時	土・日

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和5年1月1日～令和5年12月31日）

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C	取得率 B/A
日 2,782.0	日 883.1	人 72	日 12.3	% 31.7

※全対象職員数とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの全期間在職した一般職員（施設職員除く）に限り、当該期間中の採用、退職及び育児休業等の職員を除いた職員を対象としている。

(3) 休暇等の状況（令和5年度）

区分	内容
年次有給休暇	1暦年ごとに20日とし、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、必要最低限度の期間（私傷病は90日以内。結核性疾患は180日以内。）
特別休暇 (主なもの)	○忌引の休暇 親族に応じた日数 (配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日など) ○結婚の休暇 5日以内 ○配偶者出産の休暇 3日以内 ○産前産後の休暇 前8週、後8週 ○夏季休暇 3日以内
介護休暇 (無給)	配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合、連続する6月以内で必要な期間
育児休業 (無給)	3歳に達するまでの子を療養するために、希望する期間休業することができる。
育児短時間勤務 (無給)	小学校就学の始期に達するまでの子を療養するために、常勤職員のままいくつかある勤務の形態から選択し、週40時間より短い勤務時間で勤務をすることができる。

(4) 育児休業および部分休業の取得状況（令和5年度）

区分	育児休業等取得状況 (前年度から引き続く職員含む)			令和5年度中に新たに育児休業等が取得可となった 職員の育児休業等取得状況			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	育児休業等 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務取得者数
男性職員	0	0	0	3	0	0	0
女性職員	1	0	0	4	4	0	0
合計	1	0	0	7	4	0	0

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（令和5年度）

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たすことができない場合等に職員の意に反する身分上不利益な処分を行うことをいいます。処分には、降任、免職、休職があります。

処 分 事 由	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合				0
心身の故障の場合			2	2
職に必要な適正を欠く場合				0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合				0
刑事事件に関し起訴された場合				0

（注） 処分件数は、当該年度に処分を決定したものを計上している。

(2) 懲戒処分の状況（令和5年度）

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に職務上の義務違反その他公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、その道義的責任を問うための処分を行うことをいいます。処分には、戒告、減給、停職、免職があります。

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反	2		1		3
職務上の義務違反や職務の怠り	2				2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行				1	1

5 サービスの状況

(1) 義務免除状況（令和5年度）

職員は、職務の遂行に当たっては全力をあげてこれに専念しなければならないものであり、また、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当町がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないと規定されています。ただし、町の条例において任命権者から下記の3項目については、職務に専念する義務を免除することができるとしています。

区 分	人数
研修を受ける場合	0
厚生に関する計画の実施に参加する場合	2
上記以外で町長が特に認める場合 （講師派遣・大会競技役員等）	0

6 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（令和5年度）

研修区分	研 修 名	実施日数・回数	実施場所	延べ参加人数
自治政策	指導能力研修	2日	北海道庁別館	1
"	クレーム対応研修	2日	"	1
"	防災・減災対策	2日	"	1
"	地方自治法	3日	"	1
"	マイナンバー制度	2日	"	1
"	D X 推進基礎	2日	"	1
"	税務事務（基礎）徴収研修	3日	"	1
"	税務事務（基礎）固定資産税研修	2日	"	1
上川町村会	上川管内町村職員基礎研修	3日	国立大雪青少年交流の家	6
"	上川管内町村職員初級研修	3日	"	4
"	上川管内町村職員中級研修	3日	"	2
"	上川管内町村職員合同施設研修	4日	大阪府ほか	1
"	研修講師基礎講座	2日	北海道自治会館	1
はまなす財団	北海道地域経営塾	4回	札幌センタービルほか	2
上川北部	接遇対応研修	1日	士別市民文化センター	6
"	メンタルヘルスセミナー（管理職）	1日	上川合同庁舎	2
その他	新規採用職員研修	1日	役場4階会議室	5
自主研修	自主企画研修	6回	役場4階会議室ほか	63

(2) 勤務成績の評定の状況（令和5年度）

地方公務員法に基づき、職員の執務について人事評価を行い、その評定の結果に応じた措置を講じています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害補償（令和5年度）

公務災害補償制度とは、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うことにより、職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すること目的とする制度です。

区 分	認定件数
公務災害	1
通勤災害	0

(2) 健康診断実施状況（令和5年度）

区 分	対象者	受診者数
定期健診	30歳未満の職員	40
総合健診	30歳以上の職員	212
特殊健診 (HBS・HCV抗体等)	保健師、看護師、山びこ学園職員等	55

(注) 特別職、消防職員含む。

(3) 職員互助会の状況（令和5年度）

互助会名称	事業内容	会員数	公費負担額	1人当たり 公費負担額	公費 負担率
役場職員親交会	研修会及び講習・講話会助成事業、ボランティア助成事業、各種給付事業（出産・冠婚葬祭等）等	150	0円	0円	-
病院親交会		28	0円	0円	-
北海道市町村職員福祉協会	福利厚生事業 ・負担金事業（保健体育奨励助成・退職者セミナー等） ・掛金事業（入院一時金・出産祝金・結婚優待・弔慰金等） ・共同事業（共済会員優待・結婚優待・退職優待） その他医療給付事業・貸付事業・福祉年金事業	178	497,799円	2,781円	17.9%

（注） 特別職、消防職員含む。

8 勤務条件に関する措置の要求状況

勤務条件に関する措置の要求とは、公平委員会に対し、職員が給与・勤務時間などの勤務条件に関して町が適切な措置を講ずるよう要求できる制度です。

要求 1件

9 不利益処分に関する不服申し立ての状況

不利益処分に関する不服申し立てとは、職員が懲戒処分などの不利益処分を受けた場合で不服があるときに、公平委員会に対し不服申し立て（審査請求・異議申し立て）ができる制度です。

令和5年度は該当ありません。

10 退職管理の状況（令和5年度）

退職者数	再就職等の状況		
	再任用職員	公務・民間企業等	未就労・不明
16人	-	6人	10人